

仕 様 書

1. 件 名

平成31年度トイレットペーパー及びペーパータオルの供給

2. 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3. 概 要

独立行政法人日本芸術文化振興会（国立能楽堂含む。以下「振興会」という。）構内及び公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という。）で使用するトイレットペーパー及びペーパータオルの供給を行う。

4. 納入場所

東京都千代田区隼町4番1号 国立劇場構内（振興会担当職員の指示による。）

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1 国立能楽堂構内（能楽堂担当職員の指示による。）

東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場構内（財団担当職員の指示による。）

5. 納入品目及び予定数量

(1) トイレットペーパー

ア. 寸法は、幅107mmから114mm、長さ150mとし、振興会及び財団施設内のフォルダーに適合するものであること。（参考：現行品 幅107mm×長さ150m）

イ. シングル、ワンタッチコアレス（ボール芯なし）タイプであること。

ウ. 古紙パルプ配合率100%であること。

エ. 繰り出し易く、途中で縦に裂けにくい紙質であること。繰り出し時に細かくちぎれたりしないこと。

オ. 無着色、無香料、無印刷であること。

カ. 原則、個別包装であること。衛生的な梱包であればその限りではない。

キ. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月）に適合すること。

(2) ペーパータオル

ア. 寸法は、220mm×230mmとし、振興会及び財団施設内のフォルダーに適合するものであること。

イ. 200枚で1束であること。

ウ. 塩素系を除く漂白剤を使用し、無着色、無香料、無印刷であること。

エ. 紙質は硬すぎないもので、白色度が強いものであること。

オ. フォルダーから引き出す際に、ちぎれて紙片が残ったりしないこと。

(3) 予定数量は、あくまで予定であり、調達数量を保障するものではなく、変動の場合にも、同一価格にて対応すること。

(4) 入札参加希望者は事前に納入予定の品物を見本として財団に提出し、当仕様を満たしているか審査を受けること。

予定数量	トイレットペーパー	振興会	20,640個
		財団	28,960個
		合計	49,600個

ペーパータオル	振興会	9, 200束
	財団	8, 000束
	合計	17, 200束

6. 納 入

- (1) 納入は、振興会及び財団の指定する日時に行うこと。納入に際しては、振興会及び財団の行う公演の上演時間、それに伴う清掃時間に関わるため、事前に取り決めた時間は厳守すること。
- (2) 発注後10営業日以内に納入できること。
- (3) 原則として、1件の発注に対する納入は、同日に行うこと。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、振興会及び財団担当職員と協議の上行うものとする。

物品供給契約書(案)

供給件名 平成31年度トイレットペーパー及びペーパータオルの供給

発注者 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）及び公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「乙」という。）と供給者（以下「丙」という。）との間において、上記の物品（以下「本件物品」という。）について、次の条項によって物品供給契約を締結する。

（物品及び単価）

第1条 本契約の対象となる本件物品及び単価は、次の各号とする。

- | | | | |
|---------------|---|----|--------|
| (1) トイレットペーパー | 製 | | |
| 「 | 」 | 単価 | 円（税抜き） |
| (2) ペーパータオル | 製 | | |
| 「 | 」 | 単価 | 円（税抜き） |

（物品供給）

第2条 甲及び乙は、丙に対し、本件物品の供給を依頼し、丙は、これを受諾した。

（物品）

第3条 本件物品は、別紙の仕様書に記載するとおりのものとする。

（履行期間）

第4条 本契約の履行期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（債権譲渡の禁止）

第5条 丙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲及び乙の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（発注）

第6条 甲及び乙は、丙に対する発注として、国立劇場納入分を甲の総務企画部契約課物品契約係から、新国立劇場納入分を乙の総務部施設課用度係からそれぞれ通知する。

（納入）

第7条 丙は、別紙の仕様書に基づき、本件物品を納入するものとする。

2 丙は、本件物品の納入場所に入入りする時は、あらかじめ甲又は乙の了解を得なければならない。

3 丙は、本件物品の納入に要する費用を負担するものとする。

（納品書）

第8条 丙は、本件物品を甲又は乙に納入したときは、その旨を納品書により通知するものとする。

- 2 前項の納品書の送付先は、国立劇場納入分を甲の総務企画部総務課管理室管理係、新国立劇場納入分を乙の総務部施設課用度係とする。

(検査及び引渡し)

第9条 本件物品の検査は、国立劇場納入分を甲の総務企画部総務課管理室管理係、新国立劇場納入分を乙の総務部施設課用度係が行うものとする。

- 2 甲及び乙は、納品書を受領した日から10日以内に、丙が納入した本件物品が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認したときは、その引渡しを受ける。
- 3 丙が納入した本件物品が契約の内容に適合していない場合は、丙は、直ちにこれを引き取り、甲又は乙の指定する期間内に改めて本件物品を納入し、再度甲又は乙の検査を受けるものとする。

(所有権の移転)

第10条 本件物品の所有権は、引渡しにより納入場所ごとに丙から甲又は乙に移転する。

(売買代金の支払)

第11条 丙は、第8条により本件物品の引渡しを完了したときは、国立劇場納入分及び新国立劇場納入分ごとに請求書を作成し、それぞれ甲の総務企画部契約課物品契約係及び乙の総務部施設課用度係あてに送付するものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対し、第1条に定める各単価に納入した本件物品の各数量を乗じて得た金額の和に、消費税額及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）を、甲乙丙間で合意した銀行口座に送金して支払う。ただし、丙が前項により発行した請求書を甲及び乙が受領した日から30日以内とする。
- 3 本件物品の代金は、国立劇場納入分を甲が、新国立劇場納入分を乙が支払うものとする。

(危険負担)

第12条 本件物品が、引渡し前に滅失毀損したときその他引渡しまでの一切の危険は、甲又は乙の責任による場合を除くほか、全て丙の負担とする。

(契約保証金)

第13条 甲及び乙は丙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

(瑕疵担保)

第14条 本件物品に瑕疵のあることが判明したときは、引渡しを受けた日から1年以内に限り、甲及び乙は、丙に対し、本件物品の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは瑕疵の修補とともに損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第15条 甲乙及び丙は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た相手方の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

(契約の解除)

第16条 甲乙又は丙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は本契約を解除することができる。

- (1) 丙の責に帰すべき事由により納入期限に本件物品の納入をしないとき、又は納入期限に本件物品の納入をする見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (2) 相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (3) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
- (4) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(属性要件に基づく契約の解除)

第17条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（丙が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 丙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲又は乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

(行為要件に基づく契約の解除)

第18条 甲及び乙は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 丙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 丙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(損害賠償)

第20条 第16条から第18条までのいずれかにより本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条 丙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、契約期間全体の請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたもので

あり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲又は乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲又は乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 丙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲及び乙に提出しなければならない。

(遅延利息)

第22条 丙が前条の違約金を甲又は乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲又は乙に支払わなければならない。

(合意管轄)

第23条 甲及び乙と丙とは、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

(協議事項)

第24条 本契約書に定めのない事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年1月6日文部科学省訓令22号）別記第三号物品供給契約基準に則り、甲、乙、丙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 河村 潤 子

乙 東京都渋谷区本町1丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎 元 規

丙